安全に関する資質・能力を身に付けさせる指導計画モデル

# 交通安全　―体育・保健体育を中心に―　　―小中高を通じて―

「とまる」「みる」「たしかめる」の安全行動ができるようになる。　～被害者にも加害者にもならない～

## 学習指導要領（教科）

小学校：体育
中学校：保健体育
高等学校：保健体育

### 小学校 高学年

自分

（２）けがの防止
（ア）交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止

ア　毎年多くの交通事故や水の事故が発生し、けがをする人や死亡する人が少なくないこと。事故やけがなどは、人の行動や環境が関わって発生していることを理解している。

イ　交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがを防止するためには、周囲の状況をよく見極め、危険に早く気付いて、的確な判断の下に安全に行動することが必要であることを理解している。

ウ　交通事故の防止には、危険な場所の点検などを通して、安全な環境をつくることが必要であることを理解している。

### 中学校

他者

（３）傷害の防止

（ア）交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因、環境要因及びそれらの相互の関わりによって発生すること、人的要因としては、人間の心身の状態や行動の仕方について、環境要因としては、生活環境における施設・設備の状態や気象条件などについて理解している。

### 高等学校

地域・社会

（２）安全な社会生活
（ア）安全な社会づくり

ア　事故の現状と発生要因
事故は、地域、職場、家庭、学校など様々な場面において発生していること、事故の発生には、周りの状況の把握及び判断、行動や心理などの人的要因、気象条件、施設・設備、車両、法令、制度、情報体制などの環境要因などが関連していることを理解している。

イ　安全な社会の形成
事故をしたり事故の発生に伴う傷害等を軽減したりすることを目指す安全な社会の形成には、交通安全、防災、防犯などを取り上げて、法的な整備などの環境の整備、環境の状況に応じた適切な行動などの個人の取組、及び地域の連携などが必要であることを理解している。

ウ　交通安全
交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、自分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性などを把握すること、及び個人の適切な行動、交通環境の整備が必要であることを理解している。
交通事故には、補償をはじめとする法的責任などが生じることを理解している。

## 具体的な内容

**小学校 高学年**

- 事故やけがの原因
- 学校や地域でのけがの防止
- 交通事故の防止
- けがの手当

**中学校**

- 傷害の原因と防止
- 交通事故の現状と原因
- 交通事故の防止
- 応急手当の意義と基本（心肺蘇生法）
- きずの手当（直接圧迫止血法、包帯法、固定法）

**高等学校**

- 交通事故の現状と要因
- 交通事故を防ぐために
- 応急手当の意義とその基本
- 日常的な応急手当
- 心肺蘇生法の原理とおこない方

## 特別活動

### 学級活動 ホームルーム活動

**小学校 高学年**

・通学路の確認
・安全な登下校
・遠足時の交通安全
・自転車の乗り方
・自転車乗車事の約束
・けがしやすい時間と場所

**中学校**

・Traffic Safety Newsを活用した交通安全指導
・自分でできる安全点検
・通学路の確認
・交通事故防止を考えよう
・心と安定と事故
・けがの発生とその防止

**高等学校**

・Traffic Safety Newsを活用した交通安全指導
・安全な自転車の乗車について
・応急手当と心肺蘇生法
・交通事故発生時の責任について
・通学時の安全
・公共交通機関の利用と乗車マナー

### 学校行事

**小学校 高学年**

・交通安全教室
・通学路の安全確認
・登校時、春の交通安全運動期間の保護者･教職員の街頭指導
・毎月10･20日の保護者(交通安全委員)の登校時の街頭指導
・校区探検
・救急法講習
・登校時、年末年始の交通安全運動期間の保護者･教職員の街頭指導

**中学校**

・通学方法の決定
・安全のきまりの設定
・通学路の確認
・心肺蘇生法講習会（AEDを含む）
・地域パトロール
・春、秋の交通安全運動の啓発と街頭指導・通学路点検・自転車の安全な利用に関する研修(指導方法)
・年末年始の交通安全運動の啓発・応急手当と緊急時校内連絡体制・地域交通安全パトロール

**高等学校**

・自転車安全点検
・通学方法調査
・交通安全教室
・毎月20日交通安全街頭啓発
・原付免許取得説明会
・原付安全運転講習会
・スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室